

団体代表者様
財形事務担当者様



日本生命保険相互会社

財形管理課

財形保険事務に関するお知らせ

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当社財形保険手続について、下記の点につきまして団体代表者様、財形事務担当者様にお知らせいたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

| | | |
|--------------------|-------------------------------------|----|
| 帳票改訂について | 1. 「財形団体保険料お払込案内書」の改訂について | P1 |
| | 2. 税制改正等に伴う財形支払請求書の改訂について | P2 |
| 当社財形ホームページ等の改訂について | 3. 当社財形ホームページのリニューアル(帳票請求窓口の新設)について | P3 |
| | 4. 「残高通知書」(個人用)の裏面改訂について | P3 |
| ご注意いただきたいこと | 5. 支払請求時、振込みにかかる日数について | P3 |
| | 6. 新契約および氏名変更に伴う漢字登録について | P4 |
| | 7. 当社の財形商品にご加入いただけない方 | P4 |
| | 8. 限度額超見込のご契約について | P4 |

各内容の詳細につきましては、当資料の該当ページをご確認ください。
ご不明点がございましたらお問合せ先までご連絡ください。

1. 「財形団体保険料お払込案内書」の改訂について

毎月お届けしている「財形団体保険料お払込案内書」を2023年12月25日作成分より、改訂いたします。

■変更のポイント

- 複写形式から、単票形式へ変更
- 団体様の記入欄を拡大（最大10件ご記入いただけます）
- 1枚目 当社宛返送用紙（異動契約ご記入用）
- 2枚目 団体様控（契約明細は2枚目以降に印字しております）

■注意点

- 1枚目の控えが必要な場合は、団体様にてコピーのうえ、保管してください。
- 異動のない場合は、1枚目のご返送は不要です。

詳細は「ニッセイ財形 事務のしおり」P16－17をご確認ください。

12月25日以降に案内作成となる「財形団体保険料お払込案内書」に、変更ポイントや変更後の構成を記載した書面を同封いたしますので、あわせてご確認ください。

2. 税制改正等に伴う財形支払請求書の改訂について

2024年2月より、財形支払請求書を改訂いたします。

■取扱変更点

①財形住宅貯蓄の払出要件変更について

すでにご案内しておりますとおり、令和4年度の税制改正に伴い住宅払出要件が以下のとおり変更となりました。

床面積要件の変更

従来、取得住宅の要件に「床面積が50㎡以上であること」と定められておりました。

これに加え、「令和5年12月31日までに建築確認を受けた、新築住宅または建築後使用されたことがない住宅については、床面積が40㎡以上であること」が要件に追加されました。

中古住宅の築後要件の変更

従来は、「中古住宅の場合には、一定の耐震基準を満たしている住宅または築後20年以内(耐火構造住宅は築後25年内)であること」と定められておりました。

上記要件を廃止し、「昭和57年1月1日以後に建築されたものであること」が要件になりました。

ただし、昭和56年12月31日以前に建築された住宅であっても、「耐震基準適合証明書」等をご提出いただければ非課税払出対象となります。

改訂前の支払請求書は引き続きご使用いただけますが、原則として改訂後帳票をご使用ください。

改訂後帳票については、次ページ「3. 当社財形ホームページのリニューアル(帳票請求窓口の新設)について」に記載のURLよりご請求ください。

また、支払要件や税制に関しては、最新の「ニッセイ財形 事務のしおり」やパンフレット等をご確認のうえお手続きをお願いいたします。

②ゆうちょ銀行の取扱いについて

これまで、振込先に「ゆうちょ銀行」をご指定いただく場合は、送金機能がある口座(総合口座)でお願いしておりましたが、今後は総合口座以外の通常(貯蓄)貯金もご指定いただけるようになりました。

3. 当社財形ホームページのリニューアル(帳票請求窓口の新設)について

当社財形ホームページをリニューアルし、帳票請求窓口を新設いたしました。
これにより、いつでも、待ち時間なく帳票請求の申請が可能となりますので、ぜひご利用ください。

※当社の汎用帳票をご活用いただいている団体様のみからの請求窓口となります。

■当社財形ホームページ

○以下URLよりご確認ください。

<https://www.nissay.co.jp/hojin/shohin/fukuri/zaikai/>

(ニッセイホームページトップ>法人のお客様>法人向け取扱商品と制度のご案内>
企業の福利厚生としての保障>従業員の財産形成)

※「日本生命 財産形成」で検索していただくことでもご確認できます。

○以下のQRコードからもアクセスしていただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

4. 「残高通知書」(個人用)の裏面改訂について

毎年お届けしている「残高通知書」(個人用)の裏面を改訂いたします。

■変更のポイント

- ニッセイホームページのご案内(スマートフォンやパソコンでの検索方法)を記載
- ニッセイからのお知らせを掲載

ニッセイホームページには、財形に関する「商品情報」等の各種情報や「よくあるご質問」を掲載しておりますので、
ご活用ください。

従業員様へもぜひご展開ください。

ニッセイホームページには、事務担当者様向けの「ニッセイ財形 事務のしおり」も掲載しておりますので、ご活用ください。

5. 支払請求時、振込みにかかる日数について

一部払出や解約等の支払請求につきましては、**当社にて書類受付後1週間程度**でご指定の口座にお振込みいたします。

※記入内容に不足がある場合や、修正が必要な場合を除く

至急の振込対応や着金日のご指定はできませんので、ご了承ください。

※送付状や請求書の余白に着金日を記載していただいても、お引受けできません。

6. 新契約および氏名変更に伴う漢字登録について

新契約加入時にご記入いただく氏名及び氏名変更手続におきまして、申込書にご記入いただきました氏名がJIS規格外(旧文字)等の理由により、当社で登録できない場合がございます。

その際には、当社で登録可能な常用漢字に置換えて登録させていただきますので、あらかじめご了承ください。

7. 当社の財形商品にご加入いただけない方

以下に該当の従業員様につきましては、財形商品のご加入はできません。

- ・一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員
- ・個人経営の事業主
- ・市区町村長等、公務によりその職につく方、および各種法人・団体・組合の代表者、理事長
- ・家内労働者、家族従業員

ただし、以下の労働関係が成立する家族従業員は対象となります。

1. 業務を行うにあたって事業主の指揮命令にしていることが明確であること
 2. 就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること
- ・長期間にわたる積立てができない方
 - ・委託・嘱託で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方

8. 限度額超見込のご契約について

各商品の払込保険料累計額の最高限度額は、以下のとおりとなっております。

■ニッセイ財形「特に重要なお知らせ(契約概要)」より抜粋

| ニッセイ財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険) | ニッセイ財形住宅 (財形住宅貯蓄積立保険) | ニッセイ積立型財形年金 (財形年金積立保険) |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 3,000万円 | 550万円 (財形年金とあわせて550万円) | 385万円 (財形住宅とあわせて550万円) |

最高限度額を超えてのお積立てはできませんので、**超過入金にご注意**いただきますようお願いいたします。

■財形団体 保険料お払込案内書」を送付の団体様につきましては、以下をご参考ください。

「財形団体 保険料お払込案内書 ご契約明細」超過予告欄「*」印字の場合

保険料累計額が**限度額間近**のご契約です。

保険料変更、払込中断(賃金控除停止)等、ご契約内容に応じて変更手続きしていただきますようお願いいたします。

<ご留意点>

- 払込中断をされた場合、最後に保険料が払込まれた日から**2年を経過する日までに保険料のお払込みが再開されない場合は解約**となります。
- 財形年金の場合、年金開始条件は、60歳以上70歳以下かつ**払込終了当日から5年以内**となります。